

令和8年2月9日

お客様各位

北郡信用組合

「大雪災害相談窓口」設置及び「大雪災害対策ローン」の取扱いについて

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

山形県は大雪に見舞われている11市町村（新庄市、舟形町、鮭川村、尾花沢市、大石田町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、戸沢村、小国町）に対し災害救助法を適用しました。適用となった市町村は当組合の営業エリアが多く、大雪の被害を受けられたお客様のために、「大雪災害相談窓口」を全営業店に設置し、災害を受けられたお客様に対する融資について、下記の内容で対応するようにしました。

1. 令和8年2月大雪災害相談窓口

(1) 設置期間

令和8年2月9日（月）～令和8年3月31日（火）まで

店舗名	営業時間	電話番号
全営業店	9:00～15:00	ご不明な点は下記に お問い合わせください 0237-55-5585

2. 事業資金・個人資金対応

○大雪災害対策資金（除雪、排雪資金等）

(1) 取扱期間：令和8年2月9日（月）～令和8年3月31日（火）

(2) 対象者：災害救助法が適用された地域にお住まいの方

(3) 対象商品内容

対象商品	申込金額	適用金利	返済期間
大雪災害対策ローン （事業先、個人先）	500万円以内	変動金利1.0%	7年以内